

ものがたり観光行動学会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は、「ものがたり観光行動学会」と称する。【※2】略称および英訳表記を別途定める。

(事務局)

第2条 本学会の事務局は、理事会の定めるところに置く。

(目的)

第3条 ものがたり観光行動学会〔以下「学会」という〕は、ものがたり観光〔地域を主体とする高齢少子社会や成熟社会での観光モデル。地域の個別的な生活文化や歴史・伝承に彩られた営みと交流する観光。自然と地域社会との共存に着目する持続可能な観光。などを意味する〕の研究並びに、ものがたり観光に関する情報の収集・発信とそれら調査成果の地域社会への還元〔これらを特に「行動」と定義し本学会において特に重要視する〕を行い、あわせて、ものがたり観光の視点から捉えた学術文化の振興に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 学会誌の発行【※1】
- ② 学会大会の開催【※1】
- ③ セミナー及びシンポジウムの企画・開催
- ④ 学会の成果を地域や地域主体の観光産業に還元する事業
- ⑤ ものがたり観光のモデル地区の調査・研究及び顕彰活動
- ⑥ ものがたり観光に関する関係機関からの相談に対応する業務
- ⑦ ものがたり観光に関する研究委託の受付け業務
- ⑧ 会報の発行やホームページ等による、ものがたり観光の広報活動
- ⑨ その他前条の目的を達成するために必要な事業
- ⑩ 前項までのすべての活動・事業に賛同し、これを活性する会員の組織化

⑪ 前各号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める活動

第2章 会 員

(入会申込みの資格)

第5条 個人・企業・団体を問わず、ものがたり観光に関して研究・行動し、または特にこれに関心を有する者は入会を申し込むことができる。但し、その類別ごとの入会資格は第6条による。

2 その他、入会申込の資格については理事会において決定する。

(会員の種類)

第6条 会員の種類は、次のとおりとする。

- ① 正会員 会員2名の推薦、または本学会主催の大会に参加した個人
- ② 学生会員 理事会で入会が認められた大学院生、大学生、短大生、専門学校生
- ③ 賛助会員 本学会の目的に賛同した個人、または団体・法人等

(入会及び退会)

第7条 会員になろうとする者は入会申込書を会長に提出し、その後、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を得た者は、別途定める年会費を支払い、当該入金の確認をもって会員として登録するものとする。

3 本学会を退会しようとする会員は、会長に退会届を提出しなければならない。

4 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議を経て会長がこれを除名することができる。

① 会費を会長の指定する日までに支払わなかったとき、または【※2】2年以上会費を滞納したとき

② 本規約に違反したとき

③ 本学会または他の会員の名誉を傷つける行為のあったとき

④ その他、本学会の目的に反する行為のあったとき

(年会費)

第8条 会員は、細則で定める年会費を会長の指定する日までに納めなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合にも返還しない。

第3章 組 織

(役員)

第9条 本学会の運営のために以下の役員をおく。

① 会長 1名

② 副会長 2名

③ 理事 2名以上

④ 幹事=専務理事 1名

⑤ 監査役 1名

(選任等)

第10条 役員は、正会員の中から総会において選任される。

2 理事及び会長、副会長、幹事は、相互にこれを兼ねることができる。

3 理事及び監査役は、その職を兼ねることは出来ない。

(会長、副会長、幹事)

第11条 会長は本学会を代表し、会務を総括する。副会長は、会長を補佐する。幹事は会長、副会長の役務をサポートし、学会業務全般の発展、円滑化を推進する。

2 会長は、会長、副会長、理事、幹事からなる理事会を設ける。

3 会長は、理事会の承認を得て、所掌事項の一部を役員または研究会の長に委任することができる。

4 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代行する。

5 副会長に事故がある場合は、会長または会長に指名された理事がその職務を代行することができる。

6 幹事に事故がある場合は、会長または会長に指名された理事がその職務を代行することができる。

(理事)

第12条 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、本学会の業務を執行する。

(監査役)

第13条 監査役は、本学会の活動内容を監査する権限を有する。

2 監査役は、通常総会において監査結果を報告しなければならない。

3 監査役は税理士資格を持った正会員がその任にあたる。

(任期)

第14条 会長、副会長、幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 理事及び監査役の任期は2年とし、再任を妨げない。

(支部の設立と特別研究会)

第15条 支部の設立および特別研究会の設置は、学会の趣旨に基づいて理事会がこれを承認する。

第4章 総会

(総会構成員)

第16条 総会は正会員をもって構成する。

(総会)

第17条 総会は、第16条で定める総会構成員を持って構成する。

2 会長は、毎年1回、通常総会を招集しなければならない。

3 会長は、必要があるときは、理事会の承認を得て臨時総会を招集することができる。

4 総会は以下の事項を審議し決定する。

- ① 規約の改廃に関すること
- ② 事業報告及び収支予算に関すること
- ③ 事業計画報告及び収支予算に関すること
- ④ 役員を選出
- ⑤ その他本学会に関する重要な事項

(議長・副議長・書記)

第18条 総会の議長は、総会を招集したものが務める。副議長および書記は、議長の指名とする。

(総会の成立条件)

第19条 総会は、第16条で定める総会構成員現在数の出席が3分の1以上の場合に成立する。

(議決)

第20条 総会の議事は出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 欠席する総会構成員は、他の出席する会員または議長にその議決権の行使を委任することができる。

3 前項により評決に加わる総会構成員は、総会に出席したとみなす。

(臨時総会)

第21条 総会構成員の5分の2以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会構成員の5分の2以上のものが会長の解任を目的として請求したときは、副会長が会長に代わり臨時総会を招集することができる。

(開催案内)

第22条 通常総会及び臨時総会は、開催日の2週間前までに、開催日時、開催場所、会議の目的を総会構成員に対して通知する。ただし、急迫の必要がある場合には、臨時総会の開催通知は会長が相当と認める方法により行うことで代えることができる。

第5章 会 計

(会計)

第23条 本学会の事業を遂行するために必要な経費は、次の収入をもってこれを支弁する。

(1) 会員の入会金、会費

(2) 寄付金、協賛金

(3) その他

2 前項(1)の入会金・会費は細則で定める。

(余剰金)

第24条 余剰金を生じた場合には翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第25条 本学会の会計年度は、10月1日【※1】から9月30日【※1】とする。

付 則

(設立期日)

1 本学会は、平成21年9月1日をもって設立する。

(規約の施行期日)

2 この規約は、平成21年9月1日から施行する。

(事務局)

3 本会の事務局は、

【※2】〒530-0047 大阪市北区西天満5-10-17 西天満パークビル6階 に置く。

細 則

(会費)

1 会費＝年会費は以下のとおりとする。

(1) 正会員／10,000円

(2) 学生会員／2,000円

(2) 賛助会員

賛助会員(個人)／10,000円以上

賛助会員(法人等)／100,000円以上

*但し、正会員については入会初年度の会員期間が6ヶ月に満たない場合、1年間の会費に1/2を乗じた金額を初年度の会費とすることができる。

◆以上，平成22年9月12日開催の総会において承認

◆【※1】部分について，平成23年3月27日理事会決定により項目追加及び変更

◆【※2】部分について，平成23年10月15日総会において変更の確認。以上事項の全てを承認